



美ぎ島モバイル通信サービス契約約款

令和7年9月25日現在

宮古テレビ株式会社

得々スマホ 美ぎ島モバイル：0980-72-4039

沖縄県宮古島市平良字東仲宗根 968-9

目次

第 1 章 総 則	1
第 1 条 （約款の適用）	1
第 2 条 （約款の変更）	1
第 3 条 （用語の定義）	1
第 4 条 （サービスの提供区域）	6
第 5 条 （契約の単位）	6
第 6 条 （権利の譲渡制限等）	6
第 2 章 本サービス契約	6
第 7 条 （契約者）	6
第 8 条 （申込）	6
第 9 条 （申込の承諾等）	6
第 10 条 （サービス利用の条件等）	7
第 3 章 端末機器および SIM カード	8
第 11 条 （端末機器利用にかかる契約者の義務）	8
第 4 章 契約事項の変更等	8
第 12 条 （サービス内容の変更）	8
第 13 条 （契約者氏名等の変更）	9
第 14 条 （契約者の地位の継承）	9
第 5 章 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止	9
第 15 条 （利用の制限）	9
第 16 条 （利用の中止）	9
第 17 条 （契約者からの請求による利用の一時中断）	10
第 18 条 （利用の停止等）	10
第 19 条 （サービスの廃止）	11
第 6 章 契約の解除	11
第 20 条 （当社が行う契約の解除）	11
第 21 条 （契約者の解除）	11
第 7 章 通 信	12

第 2 2 条	(通信速度)	12
第 2 3 条	(通信の制限)	12
第 8 章	料 金 等	12
第 2 4 条	(料金の適用)	12
第 2 5 条	(同時加入による料金の適用)	12
第 2 6 条	(初期契約解除)	13
第 2 7 条	(基本使用料等の支払義務)	13
第 2 8 条	(料金の計算等)	13
第 9 章	雑 則	13
第 2 9 条	(禁止事項)	13
第 3 0 条	(反社会的勢力の排除)	14
第 3 1 条	(免責事項)	14
第 3 2 条	(定めなき事項)	15
第 3 3 条	(管轄裁判所)	15
附 則		15
	(料金等の臨時減免)	15
	(端数処理)	15
	(支払日)	15
【別表】	料 金 表	16
1.	初期費用 SIM 貸与一時金	16
2.	基本料金 (シングルプラン)	16
3.	基本料金 (シェアプラン)	17
4.	付帯オプション料金	18
5.	通信料金および通話料金	19
6.	解約清算金および解除料	20
7.	手数料	20

第 1 章 総則

第 1 条 (約款の適用)

宮古テレビ株式会社（以下「当社」という）は、当社が定めるサービス契約約款（以下「本約款」という）を定め、これにより美ぎ島モバイルサービス（以下「本サービス」という）を提供します。

第 2 条 (約款の変更)

当社は、本約款を変更することがあります。約款が変更された後のサービスに係る料金その他提供条件は、変更後の約款によります。変更後の約款は当社ウェブサイト(<https://www.miyako-net.ne.jp/mobile/>)において公表します。この場合、契約者は変更後の約款の適用をうけます。

第 3 条 (用語の定義)

この契約約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味	
美ぎ島モバイルサービス	本約款に基づいて提供される当社のサービスの総称。株式会社 NTT ドコモ（以下、「特定事業者」という）が FOMA サービス契約約款および Xi サービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービスを、当社が定める仕様に基づき提供するサービスであって、以下に従って区分されるもの、または KDDI 株式会社および沖縄セルラー株式会社（以下、「KDDI」という）が au (WIN) サービス契約約款および au (LTE) サービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービスを、当社が定める仕様に基づき提供するサービスであって、以下に従って区分されるもの。	
	形状区分	内容
	標準 SIM カード	形状を標準 SIM とする SIM カードを当社が貸与するもの。
	microSIM カード	形状 microSIM とする SIM カードを当社が貸与するもの。
	nanoSIM カード	形状を nanoSIM とする SIM カードを当社が貸与するもの。
	タイプ区分	機能区分
	タイプ D	ドコモが提供する SC-FDMA 方式、OFDMA 方式または DSCDMA 方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を利用するもの。
	タイプ A	KDDI が提供する SC-FDMA 方式または OFDMA 方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を利用するもの。

形状区分	内容
データ通信機能	インターネットプロトコルによる相互通信を利用できる SIM カードを当社が貸与するもの。この区分に該当する SIM カードを「データ通信専用 SIM カード」といいます。
SMS 機能	インターネットプロトコルによる相互通信ならびに国内での送受信および国外への送信が可能な SMS 機能を利用できる SIM カードを当社が貸与するもの。この区分に該当する SIM カードを「SMS 機能付 SIM カード」といいます。
音声通話機能	インターネットプロトコルによる相互通信、国内および国外での送受信が可能な SMS 機能ならびに音声通話機能を利用できる SIM カードを貸与するもの。この区分に該当する SIM カードを「音声通話機能付き SIM カード」といいます。
データ通信量容量	当社が定める特定のプランに毎月割り当てられる一定量のクーポン（契約者が、当社が定める通信速度を超えて特定事業者の LTE 及び 3G 網を利用した通信を行うために必要なものをいう。）のこと。

提供区分	内容
SIM カード	当社が本サービスを提供するにあたり、データ専用 SIM カード、SMS 機能付き SIM カード、音声通話機能付き SIM カードのいずれかの SIM カードのみを契約者に貸与するもの。
SIM カード+端末	当社が SIM カードとともに、別に定める個品割賦販売契約約款に基づき当社から契約者に端末を販売するもの。

料金プラン	内容
シングルプラン ライト	1 枚の SIM カード（形状区分及び機能区分は 契約者が指定するものとします。）を利用することができ、かつ、当社が定める通信速度で利用できるもの。
シングルプラン 1GB	1 枚の SIM カード（形状区分および機能区分は契約者が指定するものとします。）を利用することができ、かつ、1GB のデータ通信量容量が利用できるもの。
シングルプラン 3GB	1 枚の SIM カード（形状区分および機能区分は契約者が指定するものとします。）を利用することができ、かつ、3GB のデータ通信量容量が利用できるもの。

	シングルプラン 6GB	1枚のSIMカード(形状区分および機能区分は契約者が指定するものとします。)を利用することができ、かつ、6GBのデータ通信量容量が利用できるもの。
	シングルプラン 10GB	1枚のSIMカード(形状区分および機能区分は契約者が指定するものとします。)を利用することができ、かつ、10GBのデータ通信量容量が利用できるもの。
	シングルプラン 20GB	1枚のSIMカード(形状区分および機能区分は契約者が指定するものとします。)を利用することができ、かつ、20GBのデータ通信量容量が利用できるもの。
	シングルプラン 30GB	1枚のSIMカード(形状区分および機能区分は契約者が指定するものとします。)を利用することができ、かつ、30GBのデータ通信量容量が利用できるもの。
	シングルプラン 40GB	1枚のSIMカード(形状区分および機能区分は契約者が指定するものとします。)を利用することができ、かつ、40GBのデータ通信量容量が利用できるもの。
	シングルプラン 50GB	1枚のSIMカード(形状区分および機能区分は契約者が指定するものとします。)を利用することができ、かつ、50GBのデータ通信量容量が利用できるもの。
	料金プラン	内容
	シェアプラン 10GB	最大10枚のSIMカード(形状区分および機能区分は契約者が指定するものとします。)を利用することができ、かつ、10GBのデータ通信量容量が利用できるもの。
	シェアプラン 15GB	最大10枚のSIMカード(形状区分および機能区分は契約者が指定するものとします。)を利用することができ、かつ、15GBのデータ通信量容量が利用できるもの。
	シェアプラン 20GB	最大10枚のSIMカード(形状区分および機能区分は契約者が指定するものとします。)を利用することができ、かつ、20GBのデータ通信量容量が利用できるもの。
	シェアプラン 30GB	最大10枚のSIMカード(形状区分および機能区分は契約者が指定するものとします。)を利用することができ、かつ、30GBのデータ通信量容量が利用できるもの。
	シェアプラン 40GB	最大10枚のSIMカード(形状区分および機能区分は契約者が指定するものとします。)を利用することができ、かつ、40GBのデータ通信量容量が利用できるもの。
	シェアプラン 50GB	最大10枚のSIMカード(形状区分および機能区分は契約者が指定するものとします。)を利用することができ、かつ、50GBのデータ通信量容量が利用できるもの。

	オプション	内容
	個人通話定額 (5分)	個人通話定額は5分以内であれば何度でも定額で通話利用できるもの。
	個人通話定額 (10分)	個人通話定額は10分以内であれば何度でも定額で通話利用できるもの。
	個人通話定額 (かけ放題)	個人通話かけ放題は24時間何度でも定額で通話利用できるもの。
	法人通話定額 (10分)	法人通話定額は10分以内であれば何度でも定額で通話利用できるもの。
	カギモおまかせ 安心3点パック	安心サポートセンター、セキュリティ、端末保証がセットになった商品です。
	端末延長保証	自然故障や落下による破損、水濡れなどによる故障製品を交換できるもの。メーカー保証含む3年間を保証期間とする。その他、当社が別に定める規約に準ずるものとする。
	再利用端末保証	自然故障や落下による破損、水濡れなどによる故障製品を交換できるもの。保証期間は無期限とする。その他、当社が別に定める規約に準ずるものとする。
	セキュリティ	ソースネクスト株式会社が提供するスマートフォンセキュリティサービス、ウィルス検査、Webセキュリティ、紛失・盗難対策、アプリ管理を利用できるもの。その他、当社が別に定める規約に準ずるものとする。
	安心サポート センター	サービス内容、端末の仕様、サービス提供エリア等に関する問い合わせ対応。端末の取扱/操作に関する問い合わせ対応、端末故障の保証サービスに関する問い合わせ対応、保証の手配、およびセキュリティに関する対応。その他、当社が別に定める規約に準ずるものとする。
	i-フィルター for マルチデバイス	デジタルアーツ株式会社が提供する未成年を対象とするスマートフォンセキュリティサービス。(対応OSはWindows、iOS、Android 端末)その他、当社が別に定める規約に準ずるものとする。
	追加データ容量 1GB	契約者が必要に応じて利用者識別番号ごとにデータ容量の購入ができるもの。
タブホ	株式会社オプティムが提供する雑誌読み放題(500誌、1,000冊以上)のサービス。その他、当社が別に定める規約に準ずるものとする。	
契約者	当社と加入契約を締結している者。	
加入申込者	当社に加入契約の申込をしている者。	

SIM カード	利用者識別番号その他の情報を記憶することができる IC カードであって、当社が美 ぎ島モバイル通信サービスの提供のために契約者に貸与するもの。
通話	音声その他の音響を電気通信回線にて通じて送り、または受ける通信。
データ通信	電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、または受ける通信。
携帯電話事業者	特定携帯電話事業者および携帯電話サービスを提供する協定事業者。
協定事業者	当社と相互接続協定その他の契約を結んだ電気通信事業者。
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備。
ドコモ FOMA 通信サービス	特定携帯電話事業者（株式会社 NTT ドコモに限ります。）の F OMA 約款に定める ドコモ FOMA 通信サービス。
ドコモ Xi 通信サービス	特定携帯電話事業者（株式会社 NTT ドコモに限ります。）の Xi 約款に定めるドコ モ Xi 通信サービス。
KDDI au(WIN) 通信サービス	KDDI の au（WIN）約款に定める au（WIN）通信サービス。
KDDI au(LTE) 通信サービス	KDDI の au（LTE）約款に定める au（LTE）通信サービス。
携帯電話番号の ポータビリティ	電話番号を変更することなく、音声通話機能の提供を受ける事業者を変更すること をいいます（以下「MNP」という）。
契約者識別番号	電気通信番号規則に規定する電気通信番号または契約者回線を識別するための英字 若しくは数字の組み合わせ。
利用者識別番号	利用者を識別するための番号であって、美ぎ島モバイルサービス契約に基づいて特 定事業者が利用者に割り当ててるもの。
端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年 1 月 26 日総務省令第 15 号）第 3 条で定める種類の端末設備の機器。
端末	当社が別に定めるところにより売り切りをする端末。
ユニバーサル サービス	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、 基礎的電気通信役務に係る交付金および負担金算定等規則（平成 14 年 6 月 19 日 総務省令第 64 号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金。
電話リレー サービス	聴覚や発話に困難のある方と聴覚障がい者等以外の者との会話を通話オペレーター が手話・文字と音声を通訳することにより電話で双方向につなぐサービス。
消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税 される消費税の額ならびに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）および同法に關す る法令の規定に基づき課税される地方消費税の額。
利用開始日	美ぎ島モバイルサービス利用の申込を当社が承諾した後、当社が契約者に SIM カー ドを提供する日。
課金開始日	美ぎ島モバイル利用の申込を当社が承諾した後、当社が契約者に課金開始日として 通知する日。

第4条（サービスの提供区域）

本サービスの提供区域は、日本国内においてドコモが提供するLTE「Xi」（クロッシィ）のほかFOMA、またはKDDIが提供するau（LTE）およびau（WIN）サービスの提供区域に準ずるものとします。

第5条（契約の単位）

当社は、利用者識別番号1番号ごとに1の本サービス契約を締結します。

第6条（権利の譲渡制限等）

契約者が、本サービス契約に基づいてサービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

2. 契約者は本サービスを再販売する等の営利目的で第三者に本サービスを利用させることはできません。

第2章 本サービス契約

第7条（契約者）

本サービスは、原則として18歳未満の方の契約はできないものとします。また宮古テレビ窓口にてお申込みできる方とします。

第8条（申込）

本サービスの契約申込（以下「申込」という）については、加入申込者が本約款に同意し、当社所定の契約申込書に必要事項を記入・捺印の上、これを当社に提出し当社が承認した際に成立したものとします。

2. 本サービスの申込をする者は、本人確認（携帯音声 通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用防止に関する法律（平成17年31号）第9条の規定に基づくものであって、氏名、住所、生年月日等の契約者を特定する情報の確認を行うことをいいます。以下同じとします。）のために当社が別途定める書類を、当社が定める期日までに提示する必要があります。

第9条（申込の承諾等）

当社は、申込があったときは、これを承諾するものとします。ただし、次に掲げる事由に該当する場合には、当該申込を承諾しないことがあります。

- (1) 本サービス利用の申込者（以下、「申込者」といいます）が本サービス契約上の債務の支払を怠るおそれがあることが明らかであるとき
- (2) 申込者が第19条（利用の停止等）第1項各号の事由に該当するとき

- (3) 申込者が、申込より以前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがありかつ、当社から当該契約を解除したことがあるとき
 - (4) 申込に際し、当社に対しことさら虚偽の事実を通知したとき
 - (5) 申込に際し、申込者が支払手段として正当に使用することができないクレジットカードを指定したとき
 - (6) 申込者が、指定したクレジットカードまたは銀行口座の名義人と異なるとき
 - (7) 本条第2項において、本人確認ができないとき
 - (8) 申込者が、未成年であったとき
 - (9) その他、利用契約締結が不適当であると当社が判断したとき
2. 前項の規定により申込を拒絶したときは、当社は申込者に対しその旨を通知します。
3. 当社は、本条第1項に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、当該申込者の身分証明に係る公的書類その他の書類の提出を要求する場合があります。この場合において当該申込者から当該書類の提出が行われない間は、当社は、本条第1項に基づく申込の承諾を留保又は拒絶するものとします。
4. 当社は、同一の契約者が同時に利用することのできる本サービスの個数の上限を定めることができるものとします。この場合において、当該個数の上限を超えて本サービスの利用の申込があったときは、当社は、当該上限を超える部分に係る申込を承諾しないものとします。
5. 契約者は、本サービス利用契約の申し込みの際当社に通知した情報に変更がある場合は、当社所定の方法により、遅滞なく当社に届け出るものとします。

第10条（サービス利用の条件等）

- 契約者が本サービスにおいて使用する IP アドレスは、当社が指定します。契約者は、当該 IP アドレス以外の IP アドレスを使用して本サービスを利用することはできません。
2. 契約者は、音声通話機能付き SIM カードを利用するにあたり、当社の定める条件のもとに、携帯電話番号のポータビリティ制度（電話番号を変更することなく、音声通話機能の提供を受ける事業者を変更することをいい、以下、「MNP」といいます）による転入又は転出を行うことができます。尚、MNP 転入又は転出については、以下の条件が適用されます。
- (1) 転入元事業者の契約者と、本サービスに係る契約の契約者が同一である必要があります。
 - (2) 電話番号を利用することができない期間（SIM カード紛失・故障等により、SIM カードの在庫が無い場合には受付から1週間～2週間程かかる場合がございます。尚、ご利用再開をお待ち頂いている期間中も月額料金は発生致しますので予めご了承下さい。）があります。
 - (3) 本サービスの各プランにおいて MNP 転入手続きができる音声通話機能付き SIM カード数の上限は1とします。
 - (4) 本サービスに係るサービス利用の申込と同時に MNP 手続きを行う必要があります。
3. 契約者は、本サービスに係る契約において当社から提供を受けた役務、機器、その他一切について第三者に販売(有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含みます。以下 同じとします。) してはならないものとします。

4. 契約者は、音声通話機能付き SIM カードによって利用可能な音声通話機能が、NTT ドコモまたは KDDI が提供する類似サービスと同一の仕様ではないことについて、あらかじめ同意するものとします。当社から提供される音声通話機能の仕様は、当社が別途開示するものとします。
5. 本サービスの各プランにおいて、当該サービスの契約者が、当社に対し MNP による転出を通知した場合は、当該サービスの解除を通知したものとみなされます。また、他の電気通信事業者への電話番号の転出が完了した場合、転出が完了した日が本サービス利用契約の解約日となります。

第 3 章 端末機器および SIM カード

第 11 条（端末機器利用にかかる契約者の義務）

当社は本サービスの契約者に対し、SIM カードを貸与するものとし、譲渡するものではありません。善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

2. 契約者は、端末機器について次の事項を遵守するものとします。
 - (1) 当社が認める場合を除き、SIM カードを譲渡または担保に供すること
 - (2) SIM カードを転貸または売却等して第三者に利用させること
 - (3) SIM カードを分解、改造、改変等して、引渡自の現状を変更する事
3. 契約者は、SIM カードを紛失(盗難による紛失を含む)、故意または破損した場合、当社の責めに帰すべ事由を除き、当社が定める方法により再発行を受けるとともに料金表に定める再発行手数料を支払うものとします。
4. 契約者は、本サービスの契約が終了した場合、速やかに当社が貸与した SIM カードを当社へ返却するものとします。

第 4 章 契約事項の変更等

第 12 条（サービス内容の変更）

契約者は、サービスの種類毎に定める事項について、本サービス契約の内容の変更を請求できます。ただし、契約内容の変更は当月 1 回限りとし、変更の適用は翌月からとなります。変更するサービスにより料金表に定める手数料、または解除料をお支払いいただく場合があります。また変更できるものは以下の通りとします。

- (1) 異なる形状区分の SIM カードの変更
- (2) 異なる機能区分の SIM カードの変更
- (3) 異なるデータ通信容量プランへの変更
- (4) シングルプランからシェアプランまたはシェアプランからシングルプランへの変更

※ 残データの通信量容量は合算することはできません。

2. 第9条（申込）第10条（申込の承諾等）の規定は、前項の請求があった場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「変更の請求」と、「申込者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとします。

第13条（契約者氏名等の変更）

契約者は、その氏名、住所若しくは居所または当社に届け出たクレジットカードその他の当社が指定する事項に変更があったときは、当社に対し速やかに当核変更の内容について通知するものとします。

2. 契約者は、前項の通知を怠ったことにより、当社からも通知または書類等が延着まで不到達となった場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなすことに同意いただくものとします。

第14条（契約者の地位の継承）

相続により契約者の地位の承継があったときは、相続人は、これを証明する書類を添えて、速やかに届出いただきます。なお、承継を証明する書類の提示を求める場合があります。

2. 前項の場合に、相続人が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届出いただきます。これを変更した時も同様とします。

3. 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その相続人のうちの一人を代表者と定め、これを届出いただきます。これを変更した時も同様とします。

4. 第1項及び第2項の届出により契約者の地位を継承した相続人は、料金表に定める手続きに関する料金を支払っていただきます。

第5章 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止

第15条（利用の制限）

当社は、電気通信事業法第8条の規定に基づき、天変地異その他非常事態は発生し、もしくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救済、交通、通信若しくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置をとることがあります。

2. 当社は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）において定める児童ポルノを閲覧または取得するための通信を制限する場合があります。

第16条（利用の中止）

当社は、以下に掲げる事由があるときは、本サービスの提供を中止することがあります。

(1) 当社または携帯電話通信事業者の電気通信設備の保守または工事のためやむを得ないとき

(2) 当社または携帯電話通信事業者が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき

(3) 第 16 条（利用の制限）の規定により、通信利用を制限するとき

(4) 当社の業務上やむを得ない事由が発生したとき

(5) その他当社が判断したとき

2. 当社は、本条に基づく利用の中止について、損害賠償または本サービスの料金の全部または一部の返金を行いません。

第 17 条（契約者からの請求による利用の一時中断）

当社は、契約者から当社所定の方法により請求があったときは、本サービスの利用の一時中断（その契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

2. 前項に基づき、本サービスの利用の一時中断を受けた契約者が、当該利用の一時中断の解除を請求する場合は、当社所定の方法により行うものとします。

3. 本サービスの利用の一時中断および当該利用の一時中断の解除の手続きは、請求を受け付けてから一定時間経過後に完了します。当該利用の一時中断の請求後、手続き完了までに生じた利用料金は、契約者による利用であるか否かにかかわらず、契約者の負担とします。

4. 本サービスの利用の一時中断があっても、本サービスの利用料金（月額基本料、ユニバーサルサービス料等の月額料）は発生します。

第 18 条（利用の停止等）

当社は契約者が以下に掲げる事由に該当するときは、本サービスについてその全部または一部の提供を停止することがあります。

(1) 本約款に定める契約者の義務に違反したとき

(2) 本サービスの料金その他債務の支払いを 2 ヶ月怠り、または怠る恐れがあることが明らかであるとき

(3) 本サービスを違法な態様または公序良俗に反する態様で利用したとき

(4) 当社が提供するサービスを直接または間接に利用する者の当核利用に対し重大な支障を与える態様において本サービスを利用したとき

(5) 当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある行為が行われたとき

(6) 第 10 条（申込の承諾等）第 1 項に定める申込の拒絶事由に該当するとき

(7) 契約者が指定したクレジットカード・金融機関の口座を使用することができなくなったとき

(8) 当社の業務または本サービスにかかる電気通信設備に支障を及ぼし、または支障を及ぼすおそれのある行為が行われたとき

(9) 契約者が当社と契約を締結している本サービスの他契約回線および当社サービスに関する料金その他の債務について、期限を経過してもなお支払わないとき

(10) 全各号に掲げる他、当社が不適切と判断する態様において本サービスを利用したとき

2. 当社は、前項の規定による利用の停止または制限の措置を講じるときは契約書に対し、あらかじめその理由（該当する前項各号に掲げる事由）を通知します。ただし、緊急を要する場合、この限りではありません。

3. 当社は第1項の規定にかかわらず、当核契約者に対し、同項の措置に替えて、期限を定めて事由を解消すべき旨を求めることができるものとします。ただし、この措置は、当社が第1項の措置を取ることが妨げるものではないとします。

第19条（サービスの廃止）

当社は都合により本サービスの全部または一部を廃止することがあります。

2. 当社は前項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の3ヶ月前までに、その旨を通知します。

第6章 契約の解除

第20条（当社が行う契約の解除）

当社は、以下に掲げる事由があるときは、本契約を解除することがあります。

(1) 第18条（利用の停止等）第1項の規定により本サービスの利用が停止又は制限された場合において契約者が当該停止又は制限の日から1ヵ月以内に当該停止又は制限の原因となった事由を解消しないとき。ただし、当該停止又は制限が同条第1項第2号の事由による場合は、当該契約を直ちに解除することがあります。

(2) 第18条（利用の停止等）第1項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められたとき

第21条（契約者の解除）

契約者は、当社に対し、契約毎に当社の指定する方法で通知することにより、本契約を解除することができます。この場合において、当該解除の効力は、当該通知があった日からサービスの種類毎に定める日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に生じるものとします。

2. 第16条（利用の制限）又は第17条（利用の中止）第1項の事由が生じたことにより本サービスを利用することができなくなった場合において、当該サービスに係る契約の目的を達することができないと認めたときは、契約者は前項の規定にかかわらず、任意の方法で当社に通知することにより、当該契約を解除することができます。この場合において、当該解除は、その通知が当社に到達した日にその効力を生じたものとします。

3. 第20条（サービスの廃止）第1項の規定により本サービスの全部又は一部が廃止されたときは、当該廃止の日に当該廃止された本契約が解除されたものとします。

第 7 章 通 信

第 2 2 条 （通信速度）

当社が本サービス上に定める通信速度は、実際の通信速度を示すものではなく、接続状況、 契約者が使用する SIM カード、情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化し、 通信速度が低下するものであることを、契約者は了承するものとします。

2. 本サービスの通信速度は、高速度通信時は下り最大 375Mbps、上り最大 50Mbps となり、低速通信時は、上り、下りとも最大 200Kbps となります。なお、契約者が利用するエリアによって最大通信速度は異なります。

第 2 3 条 （通信の制限）

契約者は、1 ヶ月の利用可能なデータ通信容量（データ通信容量を追加した場合も含む）を超過した場合、自動的に低速通信時の速度となります。

2. 契約者は低速通信時に当日を含む 3 日間の利用合計データ通信容量が一定量を超過した場合、通信速度を制限する場合があります。

第 8 章 料 金 等

第 2 4 条 （料金の適用）

当社が提供する本サービスの料金は、基本使用料、手続に関する料金およびユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料等、別途当社が定める料金表に定めるところによるものとし、契約者はこれらの料金について支払う義務を負うものとします。

2. 料金の支払い方法は、クレジットカード支払を原則とします。

（当社サービス加入者は口座振替も可能とします。）

3. 当社は原則として契約者に対して、請求書及び領収書の発行は行わないものとします。

4. 当社は、社会経済情勢等の変化に伴い、基本料金等の料金等を改定することができるものとします。

第 2 5 条 （同時加入による料金の適用）

当社は以下に定める条件を満たす場合、料金表に定める基本料金の割引を適用するものとします。

(1) 以下の当社が提供しているサービスのいずれかに加入していること

イ) ケーブルテレビサービス

ロ) ケーブルインターネットサービス

ハ) 美ぎ島モバイルサービスの2契約以上

※ 同一住所でない場合、割引の対象外となります。

(2) 当社の他のサービスに関して、滞納がないこと

第26条（初期契約解除）

- (1) 契約者は、本サービスの利用開始日若しくは契約書面受領日のどちらか遅い日から8日間は、書面で通知することにより契約を解除（以下、「初期契約解除」という。）することができる。初期契約解除は、第22条の規定は適用せず、解約の通知があった日に解約の効力が生じるものとする。ただし、契約者は、加入申込手数料、基本料、付加機能料金、通話料金、SMS送信料、端末料金は請求することができる。基本料は日割り計算とする。
- (2) 初期契約解除があった日にMNP転入処理が完了している場合は、別途MNP転出の申出が必要となる。

第27条（基本使用料等の支払義務）

本サービスの契約者は、その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から契約の解除があった日が属する月の末日までの期間について、別紙料金表第2項（基本料金）および第4項（ユニバーサルサービス料）に規定する料金の支払いを要します。

第28条（料金の計算等）

料金の計算方法並びに料金の支払方法は、別途当社が定めるところによります。

第9章 雑則

第29条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用にあたって次の行為を行わないものとします。

- (1) 当社または第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
- (2) 法令もしくは公序良俗に違反し、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為
- (3) 他者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺等の犯罪に結びつくおそれがある行為
- (5) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信または掲載する行為
- (6) 無限連鎖講を開設し、またはこれを勧誘する行為

- (7) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- (8) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるいやがらせメールを送信する行為
- (9) 特定商取引法または特定電子メールの送信に適正化等に関する法律に違反する電子メールを送信する行為
- (10) 当社もしくは第三者の設備等に用いる設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (11) その他、当社が不適切と判断する行為

第30条（反社会的勢力の排除）

加入者は、次の各号の反社会勢力のいずれにも該当しない事。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 納会屋等、社会運動標ぼうゴロ
- (6) その他、前各号に準ずるもの

2 関係者は、現在、または将来にわたって、前号の反社会的勢力または反社会勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」という）と次の各号のいずれかに該当する関係を有しない事。

- (1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配されている関係
- (2) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
- (3) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係
- (4) その他、反社会的勢力等との社会的に非難される関係

3 加入者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかの行為も行わないこと。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為
- (5) その他、前各号に準ずる行為

4 加入者が前三項に違反した場合、当社は通知または催告等何らかの手続きを要しないで直ちに契約を解除することができるものとする。

5 当社は、第4項の規定により利用契約を解除した場合、サービス利用者に障害が生じても、その賠償責任を負わないものとする。

第31条（免責事項）

本サービスで提供する情報の内容及び品質に関連して発生した契約者または第三者のいかなる損害についても当者は一切の責任を負わないものとし、契約者と第三者の間に生じた紛争は、すべて当事者間で解決するものとします。

2. 本サービスの提供、変更、中止、若しくは廃止に関連して発生した契約者または第三者のいかなる損害についても当社は一切の責任を負わないものとし、契約者と第三者の間に生じた紛争は、すべて当事者間で解決するものとしします。
3. 当社は、契約者に対して、当社の故意または重要な過失がある場合を除き、一切の損害賠償責任および基本料金等の返還義務を負わないものとしします。
4. 当社が販売する端末機器の保証期間は機器引渡日から 1 年間としします。契約者の責めによらない端末機器の故障については、保証期間内に限り修理対応するものとしします。

第 3 2 条 （定めなき事項）

本約款に定めなき事項、あるいは疑義が生じた場合は、当社および契約者は契約約款の趣旨に従い、誠意をもって協議の上解決にあたるものとしします。

第 3 3 条 （管轄裁判所）

当社と契約者との間に紛争が生じた場合、那覇地方裁判所平良支部を管轄裁判所としします。

附 則

1. 当社は特に必要があるときには、本約款に特約を付することができるものとしします。
2. この約款は令和 7 年 9 月 25 日より実施します。

（料金等の臨時減免）

当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、契約約款又は料金表の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。

2. 当社は、料金等の減免を行ったときは、取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

（端数処理）

料金の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（支払日）

契約者は、美ぎ島モバイルサービスに関する料金を提供した月の翌月 15 日に当社へ支払うものとしします。ただし、音声通話料及び SMS 送信料は利用した月の翌々月 15 日に、また、手続に関する料金については当該手続を行った月の翌月 15 日に支払うものとしします。

【別表】料金表

本サービスに関する料金は、この料金表の既定によります。

記載の金額はすべて消費税込みとします。当社は本サービスに関する料金を変更することがあります。この場合には変更後の料金によります。なお、消費税額が変更となった場合には料金が変わります。

1. 初期費用 SIM 貸与一時金

商品名称	プラン	料金/契約
初期費用	シングルプラン	3,300 円
	シェアプラン	
SIM 貸与一時金	シングルプラン	375 円
	シェアプラン	

- (1) 初期費用、SIM 貸与一時金はデータ通信容量、SIM カード機能区分（データ、SMS 機能付（データ、SMS 機能付、音声機能付））にかかわらず同一となります
- (2) SIM カード機能区分（データ、SMS 機能付、音声機能付）を変更する場合、SIM カードごとに一度解約、新規登録のお手続きとなり、再度初期費用、SIM 貸与一時金をいただきます。

2. 基本料金（シングルプラン）

商品名称	基本プラン 月額料金 / SIM 1 枚			
区分	データ容量	データ	SMS 機能付	音声通話
基本プラン (一般)	ライト	880 円	990 円	1,320 円
	1 GB	1,100 円	1,210 円	1,540 円
	3 GB	1,430 円	1,540 円	1,870 円
	6 GB	2,090 円	2,200 円	2,530 円
	1 0 GB	2,420 円	2,530 円	2,860 円
	1 5 GB	2,530 円	2,640 円	2,970 円
	2 0 GB	2,640 円	2,750 円	3,080 円
	3 0 GB	3,080 円	3,190 円	3,520 円
	4 0 GB	3,740 円	3,850 円	4,180 円
	5 0 GB	4,620 円	4,730 円	5,060 円
基本プラン (宮古テレビ加入者)	ライト	490 円	600 円	930 円
	1 GB	710 円	820 円	1,150 円
	3 GB	1,040 円	1,150 円	1,480 円
	6 GB	1,700 円	1,810 円	2,140 円
	1 0 GB	2,030 円	2,140 円	2,470 円
	1 5 GB	2,140 円	2,250 円	2,580 円
	2 0 GB	2,250 円	2,360 円	2,690 円
	3 0 GB	2,690 円	2,800 円	3,130 円
	4 0 GB	3,350 円	3,460 円	3,790 円
	5 0 GB	4,230 円	4,340 円	4,670 円

3. 基本料金（シェアプラン）

シェアプランは組み合わせ自由となります。

データ料金を基本として最大 SIM10 枚までご利用頂けます。

SMS または音声通話機能付を追加される場合は SIM1 枚あたり機能追加料が発生します。

商品名称	基本プラン 月額料金 / SIM 1 枚				
区分	データ容量	データ料金 (SIM 1～3 枚)	データ料金 (SIM 4 枚)	データ料金 (SIM 5 枚)	データ料金 (SIM 6 枚)
シェアプラン (宮古テレビ加入者)	1 0 GB	2,690 円	3,240 円	3,790 円	4,340 円
	1 5 GB	4,010 円	4,560 円	5,110 円	5,660 円
	2 0 GB	4,670 円	5,220 円	5,770 円	6,320 円
	3 0 GB	5,110 円	5,660 円	6,210 円	6,760 円
	4 0 GB	5,770 円	6,320 円	6,870 円	7,420 円
	5 0 GB	6,210 円	6,760 円	7,310 円	7,860 円

商品名称	基本プラン 月額料金 / SIM 1 枚				
区分	データ容量	データ料金 (SIM 7 枚)	データ料金 (SIM 8 枚)	データ料金 (SIM 9 枚)	データ料金 (SIM 10 枚)
シェアプラン (宮古テレビ加入者)	1 0 GB	4,890 円	5,440 円	5,990 円	6,540 円
	1 5 GB	6,210 円	6,760 円	7,310 円	7,860 円
	2 0 GB	6,870 円	7,420 円	7,970 円	8,520 円
	3 0 GB	7,310 円	7,860 円	8,410 円	8,960 円
	4 0 GB	7,970 円	8,520 円	9,070 円	9,620 円
	5 0 GB	8,410 円	8,960 円	9,510 円	10,060 円

商品名称	シェアプラン 月額料金 / SIM 1 枚
SMS（データ＋音声プランには含まれる）	110 円
音声通話機能付（SMS 機能付き）	440 円

4. 付帯オプション料金

区分	商品名称	月額料金 / SIM 1 枚
オプション	カギモおまかせ安心 3 点パック ※1	660 円
	端末延長保証	330 円
	再利用端末延長保証	550 円
	セキュリティ	165 円
	安心サポートセンター	385 円
	タブホ	550 円
	i-フィルター for マルチデバイス	220 円
	通話定額（5 分かけ放題）【個人】	693 円
	通話定額（10 分かけ放題）【個人】	891 円
	通話定額（かけ放題）【個人】	1,650 円
	通話定額（10 分かけ放題）【法人】	1,815 円
	留守番電話	330 円
	割り込み電話機能	220 円
	追加データ容量 1GB ※2	880 円

※1 安心サポートセンター、セキュリティ、端末延長保証がセットになった商品です

※2 追加データ容量 1GB は当月のみ有効となります。

5. 通信料金および通話料金

通信料金	
国外への送信 ※1	55～550 円/1 通（非課税）
国外からの送信 ※2	110 円/1 通（非課税）
SMS 受信料金	0 円
仕様	・送信料金は送信文字数により異なります。 ・端末またはアプリによって全角最大 670 文字（半角英数字のみの場合は 1,530 文字）までの文字メッセージを送受信できます。 ・全角 71 文字（半角英数字のみの場合 161 文字）以上のメッセージを送信した場合、端末またはアプリによって分割されて届く場合があります。 ・1 日に送信できるメッセージは全角 70 文字（半角英数字の場合は 160 文字）以内の場合は 200 回未満となります。
通話料金	
通話料金	22 円/30 秒
デジタル通信料金	39 円/30 秒
通話料金（国際） ※2	・携帯電話事業者が定める国際電話サービス契約約款において国際通話料として定められた額と同額
国際ローミング ※2	・携帯電話事業者が定める契約約款において国際アウトローミング利用料として定められた額と同額
ユニバーサル料金 ※3	2 円/1 電話番号
格安通話サービス	11 円/30 秒
電話リレーサービス	1.1 円/月

※1 SMS 送信料金は、従量課金となります。

※2 音声通話について、国際通話は最大利用額が 2 万 2 千円、国際ローミングは最大利用額が 5 万 5 千円での提供とし、最大利用額の変更はできないものとします。（docomo 回線のみ）

※3 ユニバーサルサービス料は、SIM1 枚ごとに発生します。なお、金額は変更される場合があります。（変更の場合は、当社 HP にて告知します。）

6. 解約清算金

区分	分割期間	解約清算金
端末機器 ※1	2 年間 (24 カ月)	月額割賦払金×残余機関 一括払い
	3 年間 (36 カ月)	

※1 端末機器を一括購入した場合は 対象外とします。

7. 手数料

区分	単位	月額料金 / SIM 1 枚
データ通信変更手数料 ※1	1 枚	0 円
SIM カード再発行手数料 ※2 ※5		3,300 円
SIM カード形状区分変更手数料 ※3 ※5		
名義変更手数料	1 契約	2,200 円
督促再開手数料 ※4		
端末機器修理金 ※6	1 台	端末延長保証による
SIM カード損害金	1 枚	2,200 円

※1 同じ機能区分でのプラン変更の手数料は発生しません。

※2 音声 SIM のサイズ変更などで SIM の交換、紛失/盗難での SIM 再発行の際に発生します。

※3 音声 SIM カードの形状変更の際に発生します。

※4 サービス利用の停止後、再開する際に発生します。料金の支払いを 2 ヶ月以上怠った場合、サービスの停止となります。

※5 別途、SIM 貸与一時金が発生します。

※6 弊社で購入した端末機器に関してはメーカー保証 1 年となります。またオプションの端末延長保証またはパックにお申込みの方は追加で 2 年延長となり合計 3 年の保証となります。負担金は延長保証約款に基づきます。なお弊社で購入していない端末をお持ち込みの場合は、保証対象外となります。

以上